

平成 26 年度
第 29 回 鏡地域審議会 会議録

平成 26 年 11 月 19 日作成

鏡地域審議会 会長 猿渡 光次  印

第 29 回鏡地域審議会会議録

開催日時	平成 26 年 11 月 19 日（水） 午前 10 時 00 分～午前 12 時 35 分
開催場所	鏡支所 3 階大会議室

■出席委員（11名）

会 長	猿渡 光次	委 員	水上 順子	委 員	早崎 功一
副会長	園田 初男	〃	恒松 久子	委 員	白石 秀寛
委 員	前田 久男	〃	福原 和博	委 員	橋本 和博
〃	宮本 清美	〃	高木 容子		

■欠席委員（0名）

委 員		委 員			
-----	--	-----	--	--	--

■市出席者

役 職	氏 名	役 職	氏 名
副市長	永原 辰秋	企画政策課長	宮川 武晴
企画振興部次長	丸山 智子	企画政策課係長	草西 亮介
鏡支所長	山崎 俊明	企画政策課主事	吉永 昇平
鏡支所総務振興課長	松本 浩	総務部次長	岩本 博文
鏡支所健康福祉課長	中田利一郎	財政課課長補佐	谷脇 信博
鏡農林水産事務所長	畑中 房一	財政課主任	平田 健二
鏡建設事務所建設所長	古田 洋二	建築住宅課長	今村 一成
鏡保健センター係長	森田紀代子	建築住宅課課長補佐	尾崎 行雄
鏡支所総務振興課課長補佐	志水 浩二	市民活動支援課係長	村上 修一
鏡支所総務振興課振興係長	山本 康博	市民活動支援課主任	山村早智子
鏡支所総務振興課参事	村上 智洋	教育部次長	増住 眞也
鏡支所総務振興課主査	窪田 智昭	学校教育課審議員	塘内 正義

■傍聴者

一般傍聴者	0名	報道機関	1名
-------	----	------	----

■会議次第

1. 開 会
2. 挨 拶
3. 議 題

◆審議事項

(1) 新庁舎建設候補地について（諮問）

【資料1】新庁舎建設候補地の選定について

(2) 新市建設計画の変更について（諮問）

【資料2】新市建設計画の変更について

新市建設計画 変更案

八代市新市建設計画 新旧対照表

◆報告事項

(1) 空き家バンク調査事業について

【資料3】空き家バンク調査事業について

(2) 住民自治によるまちづくり行動計画（後期）案の概要について

【資料4】住民自治によるまちづくり行動計画（後期）の概要

(3) 地域振興ビジョンの報告について

【資料5】八代市地域振興ビジョン

4. そ の 他

5. 閉 会

■議事録

(事務局)

皆さま、おはようございます。

本日は、ご多忙のところご出席いただきまして誠にありがとうございます。

只今より、第29回鏡地域審議会を始めさせていただきます。

私、本日の進行を務めさせていただきます鏡支所総務振興課の松本でございます。よろしくお願いいたします。

まだ、水上委員がみえられておられません。本日は、鏡地域審議会委員 11名中、10名のご出席となり、委員の2分の1以上のご出席を得ておりますので、地域審議会の設置に関する事項の第7条第3項により、本日の審議会が成立しますことを報告させていただきます。

それでは、審議会の開催にあたり、市長より諮問を行います。お手数ですが、猿渡会長、ご起立をお願い致します。

猿渡会長、ご着席ください。

つづきまして、永原副市長よりご挨拶申し上げます。

(副市長)

皆さま、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、第29回鏡地域審議会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本来であれば「中村市長」が参りまして、ご挨拶をすべきところでございますが、他の公務があり出席することができませんので、市長に代わりまして、一言ご挨拶いたします。

先ほど、本審議会に2件、諮問させていただきました。

1点目は、新庁舎建設候補地についてです。昨年11月に新庁舎建設検討プロジェクトチームを創設し、その中で市職員による専門部会を立ち上げ、建設スケジュールや候補地について検討を行ってきたところです。用地取得の有無、アクセスの良さや、中心市街地活性化計画など市が掲げる計画との整合性、工期や経済性などを考慮して、候補地を絞りこみ、優先順位を決めております。今回はそれぞれのメリット、デメリットを説明し、その優先順位が妥当かどうかをご審議いただきたいと思います。

2点目は、新市建設計画の変更についてです。新市建設計画とは合併市町村のまちづくりを総合的・効果的に推進するため、平成17年に合併協議会において策定された計画です。この計画に基づく事業については、市にとって非常に有利な地方債である合併特例債の交付を受けることができます。当初は合併年度及びそれに続く10年間の発行とされていましたが、先の東日本大震災を受けて法改正され、発行期間が5年間延長されました。先ほど話に出ました新庁舎建設につきましても、財源として合併特例債を活用し、市の財政負担の軽減を図りたいと考えております。そのため、本計画を5年間延長する変更をいたします。変更内容についてご審議いただきたいと思います。

以上2点につきましては、答申をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

詳細は、後ほど事務局より説明がありますので、委員の皆様からの率直なご意見を頂きますようお願いいたしまして挨拶にかえさせていただきます。

本日はよろしくお願いたします。

(事務局)

ご出席の皆様には申し訳ございませんが、副市長は公務の都合により、これもちまして退席させていただきます。ご了承ください。

～副市長退席～

続きまして、猿渡会長よりご挨拶を賜りたいと思います。

(会長)

皆さま、おはようございます。本日は、お忙しい中、第29回 鏡地域審議会にお集まりいただきありがとうございます。

開催に先立ちまして 一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、「新庁舎建設候補地について」と「新市建設計画の変更について」の2件の諮問を受けております。それぞれの案件について、委員の皆様の意見を集約し、鏡地域審議会として答申をする必要があります。

地域審議会は、市町村合併によって住民の意見が市町村の施策に反映されにくくなるのではないかという懸念を解消するために創設されたものです。住民の意見を反映させることで、市の施策がより良いものになるよう、委員の皆様には、鏡地域の住民を代表する立場から、積極的にご意見を出していただくことをお願いいたしまして、会長の挨拶とさせていただきます。

(事務局)

ありがとうございました。

それでは、議題に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。まず、本日配布させていただきました資料をご確認ください。

■第29回鏡地域審議会次第

■第29回座席配置図

■地域審議会の設置に関する事項

■【参考資料1】第28回地域審議会の開催状況について

■【資料4】住民自治によるまちづくり行動計画（後期）案の概要について

続きまして、事前に郵送でお送り致しました資料については、お持ち頂いておりますでしょうか。

以上となりますが、資料が無い方はいらっしゃいませんか。

それでは、式次第に沿って会議を進めさせていただきます。議事に入りたいと思いますが、地域審議会の設置に関する事項の第7条第4項に「審議会の議長は、会長が務めるものとする。」と規定してありますので、これから先は、猿渡会長に会議を進めていただきたいと思います。どうぞ、よろしくお願いします。

(会長)

それでは、規定に基づき、議長を務めさせていただきます。皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。

それでは時間も限られておりますので、早速審議に入ってまいりたいと思います。

審議事項（1）「新庁舎建設候補地について」、事務局より説明をお願いします。

※事務局（財政課）資料に基づいて説明

(議長)

ただいま「新庁舎建設候補地について」、事務局より説明がありましたが、何かご意見、ご質問等はありませんか。

(委員 A)

いいですか。

(議長)

はい。どうぞ。

(委員 A)

埋蔵文化財が一番問題になるかと思いますが。本庁北側のグランド跡地は、確実に埋蔵文化財があると思われそうですし、また調査に係る時間がたいへんかかると思いますので、庁舎建設までには、時間がかかるのではないのでしょうか。

それと現有施設の活用と言うことでは、千丁支所とかは、もったいないくらい空いているんですね。

私としては、千丁支所の周辺に、新庁舎を建設したほうが将来的にもいいのではないかと思います。

そのへんはどのように考えられていますか。

(事務局)

埋蔵文化財の調査につきましては、担当課によりますと、最短で4ヶ月、最長で10ヶ月

月程度かかるということ聞いております。

千丁支所でございますが、現状をみますと千丁支所の南側が新庁舎建設の対象地になります。対象地の用地取得にかかる時間が必要ということで、千丁支所周辺は、優先順位は2番目となっております。

(議長)

よろしいですか。他にございませんか。

(委員 B)

はい。

(議長)

どうぞ。

(委員 B)

新庁舎建設にいたる背景について、もう少し説明していただけますか。市民としては、いずれ新庁舎の建設は必要かなと思っていましたが、急に新庁舎の建設の話がでてきたので、ちょっと驚きました。国土交通省の耐震基準を満たしていないという本庁舎のIs値は、いつ測定されたものでしょうか。

また、本庁舎のIs値には、0.18から0.40と非常に幅がありますが、完全に建て替えなければいけないのかというところを説明していただけますか。

(事務局)

本庁舎は、平成7年度と平成21年度に耐震調査をおこなっております。耐震値に幅がございますのは、建物の構造上、柱や壁の数等の差が場所によってあることからこのような数値となっております。

八代市で災害が発生した時に災害本部として、重要な役割を果たさなければならない、本庁舎が真っ先に倒壊してしまえば、災害対策本部としての機能を果たすことが出来ないということは、以前から懸念されておりました。

現本庁舎は、鉄筋コンクリート造ですので、耐用年数は50年とされており、建設予定の平成32年度には、築50年を迎えます。

たしかに市民の皆さんにとって、急な話であることは否めません。しかしながら耐震については国の指導により対処しなければいけません。八代市の場合は、学校関係施設及び清掃センターを優先して対応してまいりました。

今回本庁舎の建替えは、先ほども申しましたが、防災面への懸念もある中で、合併特例法の改正があったことがきっかけとなり、有利な合併特例債を利用して新庁舎を建設しようということになりました。

平成25年度から内部検討を進め、今回皆様にお諮りする次第となりました。

(議長)

ありがとうございました。よろしいですか。

(委員 B)

はい。

(議長)

他にございませんか。

(議長)

なければ、私からいいですか。先ほど委員からの質問がありました文化財の件ですが、調査期間が延びたり、予算もかかる可能性があると思いますが、その点はどのように対応されるつもりですか。

(事務局)

埋蔵文化財の調査については、期間は先ほど申し上げましたとおり、4ヶ月から10ヶ月程度を見込んでいます。また、調査にかかる金額ですが、3600万円から1億4600万円となっております。これについては、埋蔵文化財の調査は、全ての敷地を調査するわけではなく、建物を建てる場所だけしかなくてよいとなっております。また建設予定地ですが、世間的に埋蔵文化財の重要性が知られる前に造成され、八高が建っていた場所でもあり、すでにかなり壊れていることが予想されます。そこで壊れていないと思われる場所を調査することにかかる金額でございます。

(議長)

調査しているうちに、調査地域を広げていくということはないのですか。

(事務局)

必要以上の調査は、させません。結局、新庁舎建設の部分しか調査をしなくていいということで、了解をとっております。また、調査は記録保存でよいという事ですので、遺跡の形であるとかを測量すればそれでよいということで、話を聞いております。

(議長)

他にございませんか。

(委員 A)

新庁舎建設計画は、市が定める建設計画や、マスタープランを基に決めていらっしゃる

と思いますが、資料を見ると千丁支所の周辺に新庁舎を建設した場合には、デメリットとなっております。これは、千丁支所の周辺に新庁舎を建設した場合には、建設計画やマスタープランは「オジャン」になるということですか。

そうすると、予定地は現本庁舎北側に決まっているということになりますが、本当に千丁にきた場合には、本当にプランはデメリットになってしまうのか、そうであれば審議する必要も無いということになりませんか。そこを教えてくださいませんか。

(事務局)

マスタープランや建設計画が、「オジャン」になるということはありませんが、建設予定地によっては、見直しが必要になります。5年ほど前に中心市街地活性化ということで、現在対策を進めていますが、「オジャン」というよりも、見直さなければならなくなると理解していただければと思います。

(委員 A)

大幅な見直しが必要なのですか。

(事務局)

大幅な見直しが必要となります。要は、エリアが変わってしまうこととなりますから、今現在中心市街地といわれているエリアは、西側は「ゆめタウン」のある付近から東側は、総合体育館を過ぎた付近までを中心市街地と位置付けて計画を進めています。

そのことから、千丁支所周辺に新庁舎を建設するとすれば、エリアからまったく外れた場所になってしまいます。

ただし、市役所がある場所が中心市街地とは限らないという考え方もあります。例えば、千丁に新庁舎が建設されたからといって千丁が中心市街地化といえそうではありません。

しかし、今現在進行している計画からは、離れるということです。

(委員 A)

市役所が千丁に建設されると市内のコントロールは出来ないんですかね。例えば、中心市街地は現在の場所がいいと思いますが、市としては市役所が移転すると中心市街地の活性化はなくなるとみていらっしゃるのですか。

(事務局)

市役所が中心市街地を支えているとは、思っておりません。中心市街地の機能はそのままです。しかし、市役所が今の場所から移転することを中心市街地の住民が懸念していることは事実です。その辺の折り合いがどうなのかということ。その状況を踏まえてどのように判断されますかということも、諮問のひとつです。

(委員 A)

例えばですね、市内には商工会議所がありますね、市街地の活性化は商工会議所が中心となっていくんじゃないかと思います。商工会議所が今の場所にあるのならば、市役所が他の地域に移転しても変わらないんじゃないかと思います。他の地域には、市役所と市街地が離れていても活性化している地域があるんですね。そのような地域を参考にはされないんですかね。

これは、意見として言っています。こういう意見もあるということで聞いておいてください。

(議長)

わかりました。他にございませんか。

(委員 C)

千丁支所周辺の場合のデメリットに用地の取得に時間がかかるとありますが、どれくらいの時間がかかるのでしょうか。

(事務局)

用地の取得に関しましては、個人の持ち物でございますので、極論を言えば、お願いに行きまして、すぐに交渉に応じていただければ一日で済みます。まあ、事務処理等がございますので、実際にはそれでも数ヶ月程度はかかるだろうと思います。

ただし、新駅周辺を見てもらえればいいですけど、道路が開通していないところがありますよね、途中で途切れているところがあります。要するに個人の所有ですので、所有者が売らないといえ、10年たとうが15年たとうが取得は出来ません。

用地の取得というのは、早ければ早いですし、難航すれば、10年以上かかることもございます。

(議長)

他にございませんか。

(委員 B)

市民の利便性の観点からですが、現在八代市には鏡、坂本、千丁、東陽、泉に支所がありますが、支所の圧縮というか、統廃合と関連しますが、もし千丁支所周辺に新庁舎を建設した場合は、千丁支所は当然廃止されますよね。そうすると鏡も必要じゃなくなってくるんじゃないですか。

私どもとしては、鏡支所がなくなるのは困ります。そうすると順位は、1位が本庁北側東高グラウンド跡地、2位が本町二丁目21世紀パチンコ跡地、3位が千丁支所周辺かなと思います。もちろん今後の支所のあり方によりますが。

八代市の人口約 13 万人のうち、10 万人が南部に居住している状況を考えると、千丁支所周辺に新庁舎を建設した場合には、多くの方々の利便性が損なわれることとなります。

以上のことを考えると千丁支所周辺というのは、順位外になるのではないかと個人的には思います。

(議長)

他にございませんか。

(委員 B)

すみません。今後の支所の在り方はどのようになるのですか。

(事務局)

支所の統廃合については、他の部署が検討しております。私どもは財政課ですので、わかりませんとしか言いようがございません。

(委員 B)

そういうことは、一切考えずに新庁舎建設を計画しているのですか。

～しばらく沈黙あり～

(委員 A)

千丁支所の周辺に新庁舎を建設すれば、支所はなくなるんですか。予想としてはどうでしょうか。その場合、今の本庁が八代支所になるんですかね。

考え方がそれかわってくるんじゃないですか。支所がまったく無くなってしまうのか、それとも新たに支所を造るのか、そういったことで変わってくるんじゃないでしょうか。そういうことを構想に入れながら考えていかないといけないと思いますけどね。

(事務局)

現在、合併から 10 年を迎え、来年度に向けて、企画サイドで機構改革について検討しております。支所機能については、旧町村時代の役割等、今までの流れをみながら社会的インフラとしてどのような形にするか検討されているようです。

ただ、私どもといたしましては、所管課ではございませんので、はっきりしたことは申し上げられません。新庁舎に関して、組織改革を踏まえてやっていないのかと言われれば、やっていないといいつつ、やっておるしで、現時点で私どもからは、言えないということでご理解ください。

(委員 D)

私どもとしては、鏡支所が無くなるという事は、非常に不便となるので、困るんですけ

ど、千丁支所周辺に新庁舎を建設した場合、現在の庁舎を取り壊して、その跡地に新たな支所を建設するという事は無いんですか。検討されていないんですか。

(事務局)

そこまでは、検討しておりません。

(議長)

市内部で検討されたうえで、今回各場所の順位付けをして諮問されていると思いますが、現庁舎北側に建設することありきで建設することを決めているような感じを受けます。どうでしょうか。

(事務局)

「1位ありき」と言われれば、「そうではありません」としか言えないですけど。なぜ本庁舎北側グラウンド跡地が1位かといえば、土地の取得費がいらぬというのが、大きな要因です。

実は、内部での検討段階で新駅周辺がいいのではないかという意見が多く出ましたが、先ほども申し上げましたとおり、用地というものは所有者が売買に応じていただければ成立いたしません。新庁舎の建設に23000㎡程度の用地が必要であると想定して、一から地権者との用地交渉を始めるよりも、市が所有している土地の有効利用を考えた方が建設までの期間が早く済む、期間が決まっている合併特例法を利用するためには、その方が有利にはたらくとの考えからの順位です。

(議長)

他にございますか。

(委員 E)

私たち利用者としては、現在の本庁舎は、街に近く利用の便が良いです。ただ、駐車場が狭いので、今後は広く取っていただければ、私は現在の場所が良いと思います。

主婦の感覚ですが、経済的にいかに安く造るか、利便性が良いかどうかを考えていただければと思います。

最後に、支所は絶対に無くさないようお願いします。年配者など自転車で移動される方も多くいらっしゃいますので、そこはよく考えていただきますようお願いいたします。

(議長)

他にございませんか。

(委員 B)

支所の問題は、財政課のほうでは、まったく考えていないということですけど、こうい

う一大プロジェクトを計画する時には、全ての課が連携しながらやっていくのが普通だと思います。そういうシステムを八代市はとっていないのでしょうか。

(事務局)

今回の新庁舎建設計画では、平成 25 年の 12 月に副市長を座長として全部長が入ったプロジェクトチームを作ってスタートしています。

そこで議論をするための材料作りをするために、各課の代表者が入る部会をつくり、あらゆる検討を行いました。ちなみに鏡支所の場合ですと、総務振興課の志水課長補佐が部会のメンバーです。

ただ、先ほども申しましたとおり、主管課でもない私どもから、決まってもいないことを「こうです」とは、言えませんので、先ほどはそのように申しました。

(委員 B)

ということは、当然計画にも含めているということですね。支所の統廃合についても当然計画に入っているということですね。

(事務局)

そこまでは、なんとも言えません。

(議長)

他にございませんか。

(議長)

昨日、社会福祉協議会に他の会議で行って来たんですが、まだ新しい建物で、なかなかいい建物でした。どうしてこういうことを言うかということ、合併してから 10 年、旧市町村の所有のりっぱな施設がありますね。こういう施設も有効に利用して地域の活性化に役立てて欲しいと思います。

地域の声を行政に届けるのが、鏡町地域審議会の役割ですので、鏡町はどうしても端のほうになりますので、なかなか施設の利用もないという声が聞こえてまいります。

これは、新庁舎の建設とは話が違いますけど、そういう面も含めて総合的に考えていく必要があるんじゃないかと思います。

鏡の方に少し冷ややかじゃないかなという地位住民の声がございましたので、ここでちょっと申し上げたいと思います。

(議長)

他にございませんか。

(議長)

この件に関しましては、挙手というのは馴染まない気がしますので、事務局の方で用紙を用意しておりますので、その用紙に順位を記入していただきたいと思います。いかがでしょうか。

(議長)

それでは、事務局配布してください。配布している間に何か意見はありませんか。

(委員 A)

新庁舎は駐車場を広く取ってください。それと本庁に行く時にバスで行くのですが、もう少し車に乗らない高齢者のために利便性を高めて欲しいです。

(議長)

それでは結果が出ましたので発表させていただきます。

1 位が「本庁北側東高グラウンド跡地」でございます。2 位が「千丁支所周辺」、3 位が「新八代駅周辺」、4 位が「本町二丁目 21 世紀パチンコ跡地」ということになりました。

以上に決定いたしました。これをもって鏡地域審議会の答申といたします。

なお、本日当審議会で話し合われた内容、新庁舎の建設にあたっては、埋蔵文化財の調査等スムーズに行っていただくこと等を当審議会からお願いしておきます。

この件につきましては、終わりいたします。

(事務局)

ありがとうございました。

(議長)

それでは続きまして、審議事項（2）「新市建設計画の変更について」、事務局より説明をお願いします。

※事務局（企画政策課）資料に基づいて説明

(議長)

ただ今、新市建設計画の変更について、事務局より説明がございました。委員の皆さま質問等ございますでしょうか。

(委員 B)

この新市建設計画の変更案の資料ですが、冊子として印刷されるのでしょうか。それを部分的に変更されるのでしょうか。

(事務局)

いま、委員の皆さまにお配りをしているのが、出来上りをイメージしたものでございまして、すべて印刷しますと費用も掛かりますことから、変更部分のみ冊子として印刷したいと考えております。

(議長)

他にございますか。

(委員 B)

財政計画については、平成 32 年までそのまま支出されるのでしょうか。

(事務局)

建設事業費につきましては、資料の 78 ページ、79 ページを見ていただきますと解りますように、新庁舎の建設を踏まえたところで、事業費が膨らんでおります。

また、終了する事業では、消防等の一部事務組合で終了する事業がございます。

八代市で一番厳しいのが、扶助費です。歳出で扶助費がどんどん伸びております。これは、市民の高齢化に伴い、扶助費が増えていくということです。

(議長)

ちょっといいですか。資料に新市建設計画の新旧対照表がございますが、「第 10 節④まとめ」とあります。その中で、平成 33 年度に地方交付税による合併支援措置が無くなり、「市の基金が無くなることに伴って市町村合併により重複した施設の統廃合など、行政のスリム化を促進させ、恒久的な市民サービスの確保を図っていきます。」と書いてあります。施設の統廃合も含めて、慎重に進めていただくようお願いいたします。

(事務局)

ご意見として伺っておきたいと思います。

また、答申に付帯決議をつけることができますので、鏡地域審議会として「施設の統廃合も含めて慎重に進めるよう」と付帯決議をつけて答申していただければと思います。

(議長)

他にございませんか。

(議長)

特に事務局からなにかありませんか。他の地域審議会ではどのような意見が出されたのでしょうか。

(事務局)

他の地域審議会では、例えば県が行う県南の地域振興事業にフードバレー事業というのがございまして、そういった事業はこの新市建設計画の含めるのかといったことができました。フードバレー事業については、市の総合計画に重点事業として掲げてございます。

他に先ほどからお話が出ています清掃センターについても既に含めておりますので、今回は、変更する必要はないと思っております。

(議長)

他にございませんか

(委員 B)

先ほど財政計画の説明がございましたけれど、人件費が年度により凸凹していますが、これは退職金等でこうなっているのでしょうか。

(事務局)

人件費ですが、これは言われたとおり、退職手当、退職者数に応じて変化いたします。

また、職員を減らすということは出来るんですが、あまりに減らしすぎると行政サービスの低下に繋がります。人件費の中には、市長、副市長、市議会議員、職員、消防団員の給与等が入っております。それぞれの年度で計算しております。

(委員 B)

ということは、人件費削減というのは特に努力されないということですね。

(事務局)

人件費削減につきましては、平成 17 年に市町村合併する際に、当時合併協議の中で職員を 200 名削減すると決められました。それに伴いこれまでに、200 名を削減し、その後削減数を 50 名増やし、250 名の職員を退職者よりも採用者を少なくすることで、削減いたしました。今後については、退職者数と同数の職員を採用していきます。

(議長)

現在、農業や漁業従事者等の一次産業従事者が生産量等で厳しい状況であります。補助金を出すばかりでなく、根本的な施策を打っていく必要があると思いました。宜しくお願いします。他にございませんか。

(委員 B)

資料 5 はどうなってますか。

(事務局)

資料 5 については、先ほど話題にも出ましたが、支所が地域振興の核となるということで、各支所で市民の皆さまと一体となってやっていこうということで、支所長が中心となって取りまとめたものが、資料 5 になります。これについては、後ほど支所長より説明がございしますが、これについては予算付けをしたものではなく、支所としてこうやっていこうというものです。

(議長)

他にありますか。

(議長)

ご意見は無いようです。その内容について妥当であると認めます。なお、当審議会から「施設の統合等は、慎重に進める」という意見が出ましたので、事業の推進にあたっては留意され、その実現に努められるよう希望します。

皆さまよろしいでしょうか。

～委員賛同～

(事務局)

ありがとうございます。

(議長)

それでは、次に、報告事項（1）「空き家バンク調査事業について」、事務局より説明をお願いします。

※事務局（建築住宅課）資料に基づいて説明

(議長)

ありがとうございました。ただいま「空き家バンク調査事業について」、事務局より説明がありましたが、これより先は、報告事項となります。時間も押しておりますのでたいへん恐縮ですが、委員の皆様の協力をお願いします。何かご意見、ご質問等はありませんか。

(委員 B)

参考までにお伺します。この「空き家バンク調査事業」にかかる予算はどれくらいですか。

(事務局)

おおよそですが 1800 万円程度予定しております。

(委員 B)

1800 万円かけてメリットは大体わかりましたが、そこまでしないといけない状況なのか、あるいは新しい市民を呼び込むために必要なのか、この事業を行う一番の理由は何ですか。

(事務局)

基本的には 250 以上の自治体が空き家対策を行っているという状況であるということです。実際に成功している自治体と、失敗している自治体がございます。

私どもが調査を先に実施するのは、実態を把握してから事業を進めたほうが良い結果が得られるからです。先ほど 1800 万円ほど予算がかかると申し上げましたが、そのうちの 1000 万円は県からの補助があり、それを活用することが出来ますし、県内でも実施している市町村があり、それらの市町村と連携をとることもできます。この事業を進めることにより、増えつつある空き家の利用を促進していきたいと考えています。

(議長)

この件につきまして、時間も押しておりますので、何が疑問等ございましたら、建築住宅課に問い合わせさせていただきますようお願いいたします。それでは次に移ります。

(議長)

続きまして、報告事項(2)「住民自治によるまちづくり行動計画(後期)案の概要について」、事務局より説明をお願いします。

※事務局(市民活動支援課)資料に基づいて説明

(議長)

ただいま「住民自治によるまちづくり行動計画(後期)案の概要について」、事務局より説明がありましたが、何かご意見、ご質問等はありませんか。

(議長)

まちづくり協議会に対する財政支援が重要であると思います。なにか方策はございますか。

(事務局)

新しい事業ですので、やはり財源はどこからか見つけてこなくてははいけません。全庁的

な事務事業の見直しを行って、地域の皆様方に公益的な活動に対しては、行政だけが行うのではなく地域住民と協働しながら行っていくということが重要です。
また、事業に対する財源を積極的に地域に持っていくことを考えております。

(議長)

たいへんでしょうけど、頑張ってくださいたい。やはり、自分のことは自分でやる。なかなか難しいことではあります。
他に何かございますか。

(委員 A)

鏡には公民館が無いので、農事センターをコミュニティーセンターにするということですが、農事センターの一角をコミュニティーセンターにするということですか。

(事務局)

はい。おっしゃるとおりです。

(議長)

他にございますか。

(委員 A)

農事センターは農事センターで今の場所のままですか。

(事務局)

そこは今払い下げをする検討を行っています。あの施設をコミュニティーセンターだけにするのか…。

以前、麦島に農事センターはありましたが、そこを麦島公民館として改修し、農事センターを今の場所に移転したという経緯がございます。そのことを踏まえ現在、国に相談しているところです。

(委員 A)

農事センターとコミュニティーセンターが並立しているというのは難しいと思うんです。

(事務局)

私どもとしては、出来れば鏡支所の空き室に農事センターを移転できないか、相談しているところです。鏡支所の有効活用として農業の拠点施設としてできないかということは、農政サイドと話しているところです。

(議長)

利用者が利用しやすいように、またトラブル等がおこらないように配慮をお願いします。

(議長)

続きまして、報告事項(3)「地域振興ビジョンの報告について」、事務局より説明をお願いします。

※事務局(鏡支所長、鏡総務振興課)資料に基づいて説明

(議長)

ありがとうございました。この議題は一番大事な議題ですけど、時間がございませんので、具体的な項目については、資料を読んでいただいて、また他に機会に話し合うことができますようお願いいたします。それでよろしいですか。

(委員 A)

この資料の中に、「区長さんたちを中心としたまちづくり」ということを掲げてありますけど、先ほどの住民自治の議題の中で、市政協力員の改革ということが出ていましたね。

それとの兼ね合いはどのようになりますか。結局、区長は残したまま、市政協力員を無くすという考え方ですかね。

(事務局)

「区長」というのは、各区いわゆる住民組織の長であり、「市政協力員」というのは、市が委嘱した市の業務の一部を行っていただく方になりますので、市政協力員が無くなっても区長は残ります。

(委員 A)

鏡町は「区長」と「市政協力員」がイコールじゃないのですか。市政協力員を無くしてしまえば、区長を引き受ける人もいなくなるのではないですか。区長には手当ては出ないんでしょ。

(事務局)

あくまでも「区長」は住民自治組織の代表です。区長への手当ては、市内各区、町内で違いはありますが、各区、各町内で決められた報酬を支給されているところもあります。

(委員 A)

鏡は区長と市政協力員がイコールなんですね。現在は、市政協力員として区長に手当てが支給されていますよね、市政協力員の改革が進んだ場合、その報酬がなくなります。そ

うしたら区長のなり手がなくなるんじゃないかと心配しているんです。もちろん、まだ市政協力員が無くなると決まったわけではないのでしょうか。

(事務局)

鏡支所で市政協力員の担当をしています。まず誤解がありますので説明しますと、「区長」という立場は、各区がある限りなくなるということ。一方「市政協力員」は八代市が地域と市政をつなぐために委嘱している人になります。鏡の場合は、これを同一人物が担われています。市政協力員の改革は、まだ確定しておりません。たとえば、市政協力員制度を無くして、その役割をまちづくり協議会に担っていただくのか、現状のままなのかは、まだ協議を続けている段階です。

なので、これからも「区長」には、鏡町の地域のリーダーとしてまちづくりの一翼を担っていただく重要な役職になります。

(議長)

ありがとうございました。それでよろしいでしょうか。まだ、いろいろとご意見があるかと思いますが、この件に関しましては、これからも審議を続けていくということよろしいでしょうか。

(議長)

それでは、次に「その他」ということですが、「八代市 学校規模 適正化 基本計画」について、これまで、何度かこの地域審議会で説明をいただいておりますが、計画にあがっております鏡西部小学校の状況が現在どのようになっているのかということで、先日、地域住民の方からご質問をいただきました。そこで、今日は、学校教育課の担当の方におこしいただいておりますので、現在の状況について報告をお願いしたいと思います。

※事務局（八代市教育委員会）資料に基づいて説明

(議長)

ありがとうございました。なにかご質問等ございますか。

(議長)

方向性としては、統合するということですね。

(事務局)

地元のご意見もございますので、その辺も加味しながら、教育委員会で検討していくこととなります。あくまでも教育委員会で検討するのは、子どもたちにとって、どのような教育の環境が望ましいのか、また地元のご意見も加味しながら検討していきます。

(議長)

地域の皆さんが、小学校を残してもらいたいというのが、当然の声だと思います。そのところを検討していただけるようお願いいたします。

(議長)

他に、事務局から何かございませんか。

(事務局)

それでは、事務局より2点説明いたします。

まず1点目ですが、皆さまのお手元に「参考資料1 第28回地域審議会の開催状況（発言要旨）」というA4横（両面7枚）の資料がございます。こちらは（平成26年）7月に開催されました前回の各地域審議会における発言要旨及びそれに対する事務局の回答をまとめたものです。参考までにお目通しいただければと思います。

2点目に、次回会議のご案内をいたします。次回の「第30回鏡地域審議会」は、年が明けまして、平成27年3月頃の開催を予定しています。

なお、事業の進捗等により、開催時期が変更となる可能性もございます。詳細な日程と審議内容は決定次第ご連絡いたします。以上です。今後ともよろしく申し上げます。

(議長)

それでは、委員の皆さまから、本日の会議全体を通して、何かご意見等ございましたらお伺いしたいと思います。

(議長)

ないようです。それでは、以上で議事を終了させていただきます。皆さま方のご協力、誠にありがとうございました。

(事務局)

それでは、閉会を園田副会長にお願いいたします。

(副会長)

本日、市長から諮問いただき、当審議会として答申いたしました意見については、十分考慮していただき、施策(せさく)に反映されますよう要望いたします。それでは、これをもって第29回鏡地域審議회를終了します。皆さまおつかれさまでした。

(12時35分終了)